

平成28・29年度分の

後期高齢者医療制度の保険料が決定しました

問い合わせ先 ▷広島県後期高齢者医療広域連合業務課 (☎082-502-3060)
▷市役所税務課 (☎43-7121)

4月からの保険料

	H26・27年度		H28・29年度
均等割額	44,032円	763円アップ	44,795円
所得割率	8.43%	0.54%アップ	8.97%

※限度額57万円の変更はありません。

保険料の計算方法

均等割額 44,795円	+	所得割額 (総所得金額等 - 基礎控除33万円) × 所得割率8.97%	=	年間保険料額 4月～翌年3月で計算 (限度額57万円)
-----------------	---	--	---	-----------------------------------

※「総所得金額等」とは、「年金収入－公的年金控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」などで、社会保険料控除などの各種所得控除前の金額です。また、「総所得金額等」には、土地・建物や株式の譲渡所得などで、特別控除後の額も含まれます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と、65歳以上で一定の障害があると認められた人を対象とした医療制度です。
2年ごとに保険料を見直します

後期高齢者医療制度の年

間保険料は、安定的な財政運営を図るため、2年ごとに見直しが行われます。平成28年度は見直しの年に当たっており、左表のとおり変更しました。
加入者の増加や今後の医療費の増加を見込んだ結果、保険料を値上げすることに

所得が少ない人などの保険料を軽減しています

所得が少ない人や後期高齢者医療制度加入直前に健康保険組合などの被扶養者だった人は、保険料を軽減しています。詳しくはお問い合わせください。

例1

加入者	加入者の収入 (年金収入)	軽減措置後の年間保険料 [H27年度の年間保険料額]	軽減措置
加入者 2人世帯			
夫(世帯主)	168万円	13,446円 [12,926円] ※520円増加。	均等割8.5割軽減 所得割5割軽減
妻	80万円	6,719円 [6,604円] ※115円増加。	均等割8.5割軽減

例2

加入者	加入者の収入 (年金収入)	軽減措置後の年間保険料 [H27年度の年間保険料額]	軽減措置
加入者 1人世帯			
世帯主	80万円	4,479円 [4,403円] ※76円増加。	均等割9割軽減

※軽減判定は、世帯主および世帯内の被保険者の所得の合計を基に行います。

なりました。加入者の皆さんには、ご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。
保険料額決定通知書は7月に送付します

額決定通知書の発送は7月中旬の予定です。
保険料の納付方法は、原則、年金からの天引きです。ただし、新たに後期高齢者医療制度の加入者となった場合、一定期間は保険料を納付書などで納付していただくこととなります。